

令和 6 年 3 月

箕輪町地域包括ケアシステム推進協議会・箕輪町地域包括支援センター運営協議会の
合同開催について

＜合同開催にかかる経過と考慮＞

箕輪町では例年、地域包括ケアシステム推進協議会と包括支援センター運営協議会を開催してまいりました。会議体設置の根拠とご審議いただく内容は以下のとおりですが、町直営の包括支援センターであり、センターの職員は全員、福祉課高齢者あんしん係と兼務であることから、町の福祉施策策定及び施行＝地域包括支援センターの取組＝地域包括ケアシステムの推進にむけた施策の施行であり、組織としても町＝包括、また、ご参加いただく委員の皆様の属性も同一であったことから、実態としてはほぼ同一の委員でご審議いただけてきたところです。

このことから、箕輪町では令和 5 年度より両委員会を合同開催とさせていただき、それぞれの委員会としてご審議いただく事項を一括して検討する場として運用させていただいております。なお、委員はそれぞれの協議会からご委嘱しますが、同一任期としています。

＜各協議会における協議事項等＞

	箕輪町地域包括ケアシステム推進協議会（推進協議会）	箕輪町地域包括支援センター運営協議会（運営協議会）
設置根拠	推進協議会条例	箕輪町執行機関の附属機関設置等に関する条例第 2 条 運営協議会規則
所掌事務	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を図る	センターの設置・運営・地域密着サービスの指定・地域の連携、支援体制等に関すること等
協議事項	事業年度報告（毎年 11 月開催） 各種施策の実施事業	運営方針にもとづく事業年度報告 各種施策の取組結果（毎年 3 月開催） 次年度運営方針
取扱い	実質、福祉行政の事業計画⇒実績報告⇒次年度計画の承認の場となっているため、審議は高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の進捗及び次年度運営方針案の報告をもって行い、委員よりご意見をお伺いする場として実施している	